

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年2月1日)

| | | | | |
|-----------|---------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 開催日及び場所 | | 令和5年12月20日(水曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟10階 農政第7会議室 | | |
| 委員 | | 福西 武夫(弁護士) 砥塚 絵理子(税理士) 小野 由起子(ジャーナリスト) | | |
| 審議対象期間 | | 令和5年7月1日～令和5年9月30日 | | |
| 審議対象案件 | | 156件 うち、1者応札案件12件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | | |
| 抽出案件 | | 6件 うち、1者応札案件3件 (抽出率3.8%) (抽出率25.0%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 0件 |
| | | | 工事希望型競争 | 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | | 随意契約 | 1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| | 業務 | 一般競争 | 1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型競争 | 0件 |
| | | | 簡易公募型競争 | 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 0件 |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | 0件 |
| | | | 標準型プロポーザル | 0件 |
| | | | その他の随意契約 | 0件 |
| | | 物品・役務等 | 一般競争 | 1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 |
| | | | 指名競争 | 0件 |
| | 随意契約(企画競争・公募) | | 0件 | |
| 随意契約(その他) | 0件 | | | |
| (特記事項) | | | | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|----------------------|---|---|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | <p>1. 令和5年度第2四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p> | |
| | <p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①令和4年度筑後川中流国営施設機能保全事業床島北幹線水路他ゲート補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも筑後川流域の水路に関する工事内容を確認してきた。今回、水門の補修工事で応札者が1者のみの点が気になった。他地区でも同様な工事が多数あったと思うが、他にも興味を持った業者がいたのではないか。 ・ その中でも、今回の工事は1者で落札率も高いが、どのように分析しているか。 ・ 工事内容としては、繁雑ということか。 ・ 今後も繁雑な工事のため、1者応札が続く状況であると予想されるか。 ・ 8箇所の水門について、それぞれの方式や型式が違うと思うが、1箇所の改修について大体どのくらいの金額がかかるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内で同様な施工実績や技術のある会社が少なくとも過年度で同じような水門改修工事を行っており、それを考慮すると5者以上はある。 ・ 今回の工事は、水門が8箇所あり、それぞれ型式が電動ワイヤー式、エンジンラック式、エンジンワイヤー式、電動ラック式の4種類あり、また、メーカーについても3社で施工されたものであることから、補修・改修には他社のノウハウが必要になることが、1者応札の原因と考えている。 ・ 然り。 また、施工業者に技術協力を求めなければならない点も繁雑になる要因である。 ・ 施工業者毎に集約する等、検討する余地はあると考えている。 ・ 各箇所は、型式、寸法及び劣化状況も変わるので1箇所あたりの改修費用は一概で言えない。 |
| | <p>②令和4年度駅館川農地整備事業古川支線水路（その1）工事</p> | |

| | | |
|--|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不落になった2者のうち1者を選定し、金額をどういう形で折り合いをつけて随意契約に至ったのか経緯を教えてください。 ・ 入札業者が2者いたが、契約の優先者をどのように決めたのか。 ・ 今回、不落随契となったが、予定価格の決定が実態のルールと多少かけ離れているところがあるのではないか。 ・ 農業用水管の資材価格の違いがあったとのことか。 ・ 仮に意思確認した者が不落随契に応じなかった場合は、次の者に話を行うのか。 ・ その上で次の者がダメだった場合はどうするのか。 ・ その場合、予定価格の見直しは行うのか。 ・ 工事の内容を変えるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は古い管を新しい管に敷設替えるものである。 新しい管に敷設替えるにあたり農業者等の調整を行った結果、農業用水を止められる時期が冬場の11月から翌年1月末までの期間であれば断水し施工することが可能であるが改めて公告を行うと敷設する期間なくなることから工期の確保が可能で不落随契の方式を採用した。 ・ 入札結果で予定価格に近かった者に不落随契の意思確認をした。 ・ 予定価格を積み上げるに当たり、全国的な工事の歩掛調査を行っており農業用水管200mmを敷設する場合の金額は正確に把握している。 今回、不落になった2者にアンケートをとった結果、当方の管材1本の単価は、市販図書に記載してある金額であるが、応札した2者は、取引業者の取引価格を採用しており、その単価の金額差があったため、見積りが高くなったことが原因であり歩掛自体は特に間違っていないと考えている。 ・ 当方の資材価格を入れるとほぼ予定価格と同額となるため、それが原因と推定している。 ・ 然り。 ・ 再度の見直しを行い、公告を行うか工事発注を1年延期するなど検討しないといけないと考える。 ・ 基本的には、見直すものはない。 ただし、工種を追加、施工規模を変更する等を行うことになる。 ・ 然り。 |
| | <p>③八代平野農業水利事業北新地排水機場建設工事（第1回変更）</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・八代平野地区の排水機場は、ここ1箇所のみか。数箇所あるのか。 ・事業概要の中に複数箇所の排水機場の計画があって、今回は既設の排水機場を新たな施設で更新するのか。 ・排水機場の工事は、大規模ということはわかるが、このくらい費用がかかるものか。 ・今回の変更で過流防止板の削除を行っているが、予算の関係で削除していいものか。機能的に落ちるのではないのか。 ・この工事は国債工事とあるが、国債工事とは何か。 ・具体的に状況の変化がどの様なときに新たな排水機場を建設するのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・数箇所ある。 今回は、前歴事業で整備した機場がいくつかあり、その中で今回、農地等の状況変化によりフォローアップが必要とのことで1箇所追加した。 なお、既存の排水機場が隣接しており、これは撤去する予定。 ・然り。 ・有明海の干拓地には、この規模の排水機場が数十箇所あり、数十億円かかるものが多数ある。 ・予算の枠を超えることになるので、変更で削除し、別件工事で入れ込んで施工する。予算調整のため削除したが施工を止めるわけではない。 ・公共事業は国会で予算審議を行い、単年度で予算を組むため1年で工事を完成させる。今回のような大規模な工事で複数年かかる場合は、国会の承認を得たうえで複数年の予算を設定している工事である。 ・数十年前の排水解析が進んでいない時代に造成した施設を改めて精査、近年の降雨状況において短時間で激しく降ることもあるので、そのことを反映した上で能力を検討し、追加することもある。 |
| | <p>④令和4年度防災情報ネットワーク事業南九州地域データ転送機器製作据付工事(第2回変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業だと現地精査して、その結果で必要、不要だと工事内容が変わっていくものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設機械の場合、設計して発注するが、現地に入ってシステムの状況を詳細に検討することで設計を見直すことでよくなることがある。 設計内容が現地で詳しく見ると条件が合わない場合は、現地条件に合わせた変更はある。 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の条件に合った相応しい形をとるために機器が増減し金額が変更することは通常あるのか。 ・ 今回の変更内容のデータ転送装置でデータ転送サーバの遠隔監視・制御ができると具体的にどう変わるのか。 ・ そのシステムが無ければ、現地に行くことになるのか。 ・ 当初から設置できなかつたのか。 ・ 指名競争入札で 8 者に絞った経緯は何か。 ・ 防災情報ネットワーク事業の対象になる南九州地区はこの 3 地区だけか。 ・ 同様な施設があるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、見直しにより機器の設置を見送ることになったが、全ての工事を出し入れが大きくある訳ではない ・ 南部九州土地改良調査管理事務所の近傍にある都城盆地地区の管理所でデータ転送装置の状態監視ができるようになる。 また、システムメンテを遠隔操作でできることになる。 ・ 然り。 ・ その当時の設置しなかつた経緯は不明である。 ・ 工事は、平成30年度から 3 年間一般競争入札を行っていたが、入札参加者が少なく、手続きの中止や不調、不落が発生していた。 また、世界的な半導体不足による工事の遅延もあり、他の工事に技術者を設置され専任技術者が確保できないこともあつた。 さらに、データ電送機器の更新、新設については、既設のシステムのソフトウェアへの依存が高いことから、過年度においてデータ電送機器を施工、設置した実績のある業者や既設の水管理システムの設置業者においては、技術者が確保できると考え、指名競争方式とした。 指名基準は、特別な工事になるため過年度の通信施設工事の施工実績が九州管内であるところを確認して 8 者を指名した。 ・ 国営完了地区が対象になり、例えば肝属中部地区、曾於東部地区、曾於北部地区等も事業の対象に含まれる ・ 然り。 今回は、3 地区のデータ転送装置の更新時期が来ていたためである。 計画的に更新時期が来たら更新作業を順次行い、その際に必要であれば施設を使用しやすいよう更新、改良を行っている。 |
|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(2) 抽出業務</p> <p>①令和5年度国営造成施設緊急整備対策調査大野川上流地区用水需給調査検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この業務に関して地区内における用水の需要と供給の状況について、貸与資料や公表資料から整理、把握し、各種検討を行うとあるが、実際に需要と供給について現地で測定することは行っていないのか。 ・本業務の結果により、今後何らかの対策をされるのか。 ・結果に基づいて、別の対策の検討につながるということか。 ・ダム浸透抑制対策の結果として今回の用水需給調査をされているとのことだが、完成したダムに対してこのような用水需要量調査を行うことが、浸透抑制対策に繋がるのか。 ・調査の結果により別工事を行うということではなく、現状でどの程度水が届いているかを把握するものか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の中でも数箇所を実施している。特に水田の用水使用量についての調査を行っているところ。 ・本業務は地区内の用水需要がどれくらいあるのかに着目して調査を行う調査が必要になった経緯としては現在ダムの浸透の問題が生じている状況の中、地域の用水需要に対してどの程度賄えるのかを精査する必要があるとの考えによる。 ・然り。 ・浸透抑制対策工の結果検証の一環として浸透抑制対策実施に伴う用水供給量が、地域の用水需要量に対し、どの程度賄えているかの調査であり対策の効果そのものの改善を図るものではない。 ・届いた水というより、水の使用実態の詳細に関する調査である。 |
| | <p>(3) 抽出物品・役務等</p> <p>①令和5年度乗用自動車の交換購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換・入替はどの程度の頻度で行うのか。 ・今回の乗用自動車の経過年数は20年だが走行距離が少なかったのか。 ・今回、入札説明書を取得したのが4者、 | <ul style="list-style-type: none"> ・購入後の経過年数及び走行距離を総合的に判断している。経過年数が短くても走行距離が非常に多ければ交換対象となりうる。 ・然り ・当方の仕様書に合致する車両について |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>実際に応札したのが1者とのことだが、世間的にも言われていたように、納車がいつになるかわからないような状況であったと思うが、それを踏まえて長期間（8か月）の納入期間を決定されたのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのような配慮をしても1者しか対応できなかったのか。 ・環境性能を考慮してハイブリッド車を調達することは、理解できるが、SUV車とした理由は何か。 ・仕様書に合致する車両は各社から出ているのか。 ・車両の購入交換については、年間の調達枠があるのか。 ・交換理由で、「故障が多発・・・」の記載があるが、安全面では大丈夫か。 ・排気量を1,000～1,500ccとしている根拠は。 | <p>て取扱ディーラーに聞き取りを行ったところ、概ね納車まで6か月要しているとの回答であったため、当方として最大限伸ばせる期間（2か月程度）を加算して8か月とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回はイレギュラーな状況があった。新聞報道もされているが、あるメーカーで不正検査が判明し、OEMによる提供先も含め、当該メーカーが販売・出荷を自粛したため、結果的に1者応札となったのではと考えている。 ・SUV車は普通乗用車と比較すると、車高が高く貨物室が広いという特徴がある。車種選定にあたり、山の中や海岸の近くなど悪路走行も想定されるため車高の高さが必要であり、また測量機材等の現場機材も多いことから、仕様としてSUV車としたところ。 ・各社から出ている。 ・調達枠としてはないが、交換が必要な車両は修理費も嵩んでくることから、車検満了のタイミングを見計らって予算要求を行っている。 ・6か月、12か月、車検など法定点検はきちんと行っており、不具合があればその都度点検しているため安全運行には支障ない。 ・現場用として使用するため、2,000ccクラスでは車体が大きく取り回しが困難、逆に軽クラスでは現場機材が十分に搭載できない等のことから1,000～1,500ccとした。 |
| <p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p> | | |
| <p>4. 指名停止について</p> <p>意見・質問なし。</p> | | |

| | |
|--------------------|----|
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし |
| [これらに対し部局長が講じた措置] | なし |

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。